

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	労働衛生コンサルタント試験に係る講習	担当部局・担当課室	労働基準局 安全衛生部 労働衛生課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第82条第3項及び第83条第2項 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第3号）第11条第10号	類型	講習研修
		指定等の形態	登録
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <p>労働衛生コンサルタントは、事業場における労働衛生の水準の向上を図るため、事業者からの依頼により、事業場の診断やこれに基づく指導を行う専門家である。</p> <p>このため、労働衛生に関する高度な専門的知識が必要であり、衛生に関する講習を受けた者で、かつ15年以上衛生の実務に従事した場合に、労働衛生コンサルタント試験の受験資格を付与することとしたものである。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>厚生労働大臣の登録を受けた法人が行う衛生に関する講習を修了し、かつ15年以上衛生の実務に従事した者に対し、労働衛生コンサルタント試験の受験資格を付与するもの。</p>		
事務・事業の目的	<p>労働衛生コンサルタントは、事業場における労働衛生の水準の向上を図るため、事業者からの依頼により、事業場の診断やこれに基づく指導を行う専門家である。</p> <p>このため、労働衛生に関する高度な専門的知識が必要であり、衛生に関する講習を受けた者で、かつ15年以上衛生の実務に従事した場合に、労働衛生コンサルタント試験の受験資格を付与することとしたものである。</p>		
関連する政策目標等	-		
法人の指定等の状況	-（登録されていない。）		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せ	特になし		

と回答	
料金等・積算根拠	－（登録されていない）
事務・事業の実績等	○実績（令和3年度） － ○事業収入（令和3年度） －
国からの補助金等	特になし
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第55号）により、登録基準に係る基本的事項、主務大臣に対する報告等に係る規定を定めた。（平成21年3月）
事務・事業の必要性・有効性等	<p>●事務・事業の必要性 事業場における労働衛生の水準の向上を図るため、労働衛生コンサルタント試験の受験機会を広げる観点からも、今後も存続させる必要がある。</p> <p>●事務・事業の妥当性 現在、登録されている法人がなく、事業を実施していないため、評価が困難である。</p> <p>●事務・事業の有効性 現在、登録されている法人がなく、事業を実施していないため、評価が困難である。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性 当該講習については、法令で定められた講習科目に関する知識経験を有する者により行われること等が必要であることから、当該講習を行おうとする者からの申請に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）に定められている登録基準に照らして審査し、登録基準に適合していると認められる場合に限り厚生労働大臣が登録することにより行われている。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 <指定等の基準の妥当性> 当該講習については、申請により厚生労働大臣の登録を受けた者によって行われるものであり、その登録基準は登録省令において示されている。 また当該登録コンサルタント講習機関は、当該講習業務に関する業務規程の届出</p>

	<p>や毎事業年度、その事業計画及び事業報告書等を厚生労働大臣に届け出る必要があるほか、必要があると認められる場合は、勧告を行うことによりその適正な実施を担保している。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性> 現在、登録されている法人がないため、評価が困難である。</p>
政策効果の把握の手法及びその結果	特になし ※登録されている法人がないため
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし
評価結果の総括 （現状分析 （事務・事業の評価） と今後の方向性）	現在、登録されている法人はないが、労働衛生コンサルタントの受験機会を広げる観点から、基準を満たす適切な法人から申請があった場合に備え、登録制度を維持することが望ましい。
備考	